

社会福祉法人くぬぎざか福祉会
短期入所生活介護事業所 みかど荘
短期入所生活介護利用契約書

____様（以下、利用者といいます）及び身元保証人とみかど荘との間において、次の通り施設利用契約書を締結します。

第1条（利用契約）

- 1 みかど荘は、老人福祉法の精神を尊重するとともに、介護保険関係法令に基づいて介護支援専門員が作成し利用者が合意した施設サービス計画（ケアプラン）に沿って、利用者の生活を援助し必要な介護を行います。
- 2 利用者は、居宅サービス毎の契約書別紙・重要事項説明書の定めに基づき、居宅サービス計画によって上記の居宅サービスを利用し、所定の利用料を支払います。
- 3 保証人は、利用者と連携してこの契約に基づく責務を履行する責を負うと共に、必要に応じてみかど荘と協議し、利用者の生活・権利擁護に関わる行為を行います。

第2条（契約の期間と利用日程）

本契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までとします。但し、契約期間満了の7日前までに契約者から文書による契約終了の申し入れがない場合には、本契約は更に同じ条件で更新されるものとし、以後も同様とします。

第3条（協議事項）

この契約書並びに契約書別紙・重要事項説明書に定めのない事項及びその解釈については、民法・老人福祉法・介護保険法及び関係法の定めるところを尊重し、みかど荘及び利用者又は保証人が協議の上、誠意を持って処理するものとします。

以上の通り契約が成立したので、その証として本書2通を作成の上、利用者・保証人及びみかど荘署名捺印し、利用者及び事業者がそれぞれ1通を保有します。

締 結 契 約 日 令和 年 月 日
利用契約年月日 令和 年 月 日

契 約 者 (住 所) _____

(利 用 者) (氏 名) _____ 印

身 元 保 証 人 (住 所) _____

(氏 名) _____ 印

(続 柄) _____

※身元保証人と住所が同一の場合は同上とご記入ください

連 帯 保 証 人 (住 所) _____

(氏 名) _____ 印

(続 柄) _____

事業者 住所 川崎市宮前区西野川 3 丁目 39 番 18 号
社会福祉法人くぬぎざか福祉会
理 事 長 金 子 江 津 子 印

1 サービスの内容

- (1) 事業者は、施設介護サービス計画に沿って利用者に対し居室・食事・介護サービス・その他介護保険法令の定めのある必要な援助を提供します。また施設介護サービス計画が作成されるまでの期間も、利用者の希望・状態に応じて適切なサービスを提供します。
- (2) サービス内容は、以下の通りです。
 - ① 居室
基本的には専用居室になりますが、空所利用の場合は定員4人の居室になります。各階に洗面所・トイレ・各人の収納スペースが用意してあります。
 - ② 食事 ※原則として、各階の食堂又は居室にてお召し上がりいただきます。
朝食 8:00～8:45
昼食 12:00～12:45
夕食 17:30～18:15
 - ③ 入浴
週に最低2回入浴していただけます。但し状態に応じ、特別浴又は清拭となる場合があります。
 - ④ 介護
施設介護サービス計画に沿って、着替え・排泄・食事等の介助、おむつ交換・体位交換・シーツ交換・移動等必要な介護を行います。
 - ⑤ 機能訓練
利用者の希望と意欲に沿った機能訓練を行います。
 - ⑥ 生活相談
常勤の生活相談員に介護以外の日常生活に関することも含め相談できます。
 - ⑦ 理美容サービス
協力理美容室によるサービスを低廉な料金で利用できます。
 - ⑧ アクティビティ・サービス
四季折々の行事で入所者同士の交流を図る目的で行事を行います。行事によっては、別途参加費がかかるものもあります。詳しくは月間予定表をご覧ください。

2 介護・生活援助の記録と開示

- (1) 事業所は、介護・生活援助に関する記録を作成し、契約終了後5年間保管します。
- (2) 利用者又は保証人は、当該利用者に関する記録を閲覧できます。

3 事故発生時の対応 について

- ・安全かつ適切に、質の高いサービスを提供するために、事故防止マニュアルを作成し介護、医療事故を防止するための体制を整備します。
- ・事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合、保証人等へ連絡するとともに、必要に応じ速やかに市町村への連絡を行います。
- ・事業者は、事故の状況及び事故に際してとった処置について記録を行います。
- ・事業者は、賠償すべき事故の場合は損害賠償を速やかに行います。

4 身体拘束の禁止

- (1) 事業者は、サービス提供に当り身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。但し、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。
- (2) 前項の規定に基づき身体拘束等の行為を行った場合には、事業者は直ちにその日時・態様・利用者の心身の状況・緊急やむを得ないと判断した理由等を別紙記録用紙に記録します。

5 契約終了・解約

- (1) 利用者は、事業者に対して7日間の予告を置いて、文書で通知することによりこの契約を解約することができます。
- (2) 事業者は、以下の事項に該当した場合利用者に対して30日間の予告期間において文書で通知することにより、この契約を解約することができます。
 - ① 利用者の利用料金の支払いが、正当な理由無く1ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず30日間以内に支払われない場合。
 - ② 利用者が、事業者や他の入所者に対して、この契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合。
 - ③ やむをえない事情により施設を閉鎖、又は縮小する場合。
- (3) 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
利用者が、死亡した場合。

6 秘密保持

- (1) 事業所及びその職員並びに職員であった使用者は、サービス提供をする上で知りえた利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は、契約終了後も同様です。
- (2) 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、居宅介護支援事業者に対し利用者の個人情報を提供しません。

7 賠償責任

事業者は、サービス提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由より利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。

8 連絡義務

事業者は、利用者の健康状態が急変した場合は、あらかじめ届けられた連絡先に可能な限り速やかに連絡すると共に医師に連絡を取る等必要な処置を行います。

9 相談・苦情対応

- (1) 事業者は、利用者からの相談・苦情等に対応する窓口を設置し、施設の設備またはサービスに関する利用者の要望・苦情に対し、迅速に対応します。

(2) 公的機関においても、次の期間においても苦情申出等ができます。

①事業所内の窓口は以下の通りです。

サービス相談窓口	
担当窓口	特別養護老人ホームみかど荘 (介護老人福祉施設・短期入所生活介護)
責 任 者	金子 修一
受付時間	月曜日～金曜日 9:00～18:00
電 話	044-766-0511
F A X	044-777-1193

②公的機関においても、次の機関において苦情申出等ができます。

川崎市健康福祉局 高齢者事業推進課	所 在 地 川崎市川崎区宮本町1番地 電 話 044-200-0456 F A X 044-200-3926 対応時間 平日8:30～17:00
神奈川県国民健康保険 団体連合会（国保連）	所 在 地 横浜市西区楠町27番地1 電 話 0570-022-110(ナビダイヤル・有料) 045-329-3400 (直通) F A X 045-329-3446 対応時間 平日9:00～17:00

10 料金

(1) 施設利用料

① 施設利用料

※収入額によって、1割負担から3割負担となります

1日当たりの自己負担額

単価×地域単価×10%～30%

区分	単位	地域 単価	1割負担額	2割負担額	3割負担額
要介護度1	603	10.88	656円	1,312円	1,968円
要介護度2	672	10.88	732円	1,463円	2,194円
要介護度3	745	10.88	811円	1,621円	2,432円
要介護度4	815	10.88	887円	1,774円	2,661円
要介護度5	884	10.88	962円	1,924円	2,886円

1日当たりの自己負担額

単価×地域単価×10%～30%

加算名称	単位	地域単価	1割負担額	2割負担額	3割負担額
送迎加算	184	10.88	201円	401円	601円

② 食費は、所得階層によって異なります。

	1日当りの自己負担額
第1段階	300 円
第2段階	600 円
第3段階①	1,000 円
第3段階②	1,300 円
第4段階	1,550 円

※ 食費に関しては朝食 300 円、昼食 650 円、夕食 500 円、間食 100 円を一食ごとに計算いたします。

(2) 居住費は、所得階層によって異なります。

	1日当りの自己負担額
第1段階	380 円
第2段階	480 円
第3段階①	880 円
第3段階②	880 円
第4段階	1,090 円

※上記料金は、介護保険法その他の法改正により変更されることがありますので
ご了承下さい。

※当施設は業務継続計画を作成しております。

※当施設は栄養管理基準を満たして運営しております。

※当施設は運用・情報管理に十分留意しながら見守り機器等の I C Tテクノロジーを導入しております。

(3) 日常経費

利用者又は家族の要望により、利用者を協力病院（山本記念病院）以外の医療機関等へ移送し駐車料金等が発生した場合は、その料金を徴収いたします。

1 1 料金の支払方法

(1) 支払方法

- ① 家族指定の金融機関口座からの引き落としによる支払い。
- ② 現金による支払い。

(2) 支払期日

料金の支払いは、当月分を翌月 20 日までに指定口座に入金又は、現金でお持ち下さい。

1 2 緊急時の連絡先

体調の変化等・緊急の場合は、下記に定める緊急連絡先に連絡します。

緊急連絡先	
フリガナ 氏 名	利用者との続柄 ()
住 所 (〒 -)	

電話番号 _____	
携帯電話 _____	

1 3 法人概要

名称・法人種別	社会福祉法人 くぬぎざか福祉会
代 表 者 名	金子 江津子
本 部 所 在 地	神奈川県川崎市宮前区西野川 3 丁目 39 番 18 号
電 話 番 号	0 4 4 - 7 6 6 - 0 5 1 1
業 務 の 概 要	特別養護老人ホーム 短期入所生活介護事業 地域包括支援センターの運営
事 業 所 数	1 施設 (特別養護老人ホームみかど荘)

1 サービスの内容

- (1) 事業者は、施設介護サービス計画に沿って利用者に対し居室・食事・介護サービス・その他介護保険法令の定めのある必要な援助を提供します。また施設介護サービス計画が作成されるまでの期間も、利用者の希望・状態に応じて適切なサービスを提供します。
- (2) サービス内容は、以下の通りです。
 - ① 居室
基本的には専用居室になりますが、空所利用の場合は定員4人の居室になります。各階に洗面所・トイレ・各人の収納スペースが用意してあります。
 - ② 食事 ※原則として、各階の食堂又は居室にてお召し上がりいただきます。
朝食 8:00～8:45
昼食 12:00～12:45
夕食 17:30～18:15
 - ③ 入浴
週に最低2回入浴していただけます。但し状態に応じ、特別浴又は清拭となる場合があります。
 - ④ 介護
施設介護サービス計画に沿って、着替え・排泄・食事等の介助、おむつ交換・体位交換・シーツ交換・移動等必要な介護を行います。
 - ⑤ 機能訓練
利用者の希望と意欲に沿った機能訓練を行います。
 - ⑥ 生活相談
常勤の生活相談員に介護以外の日常生活に関することも含め相談できます。
 - ⑦ 理美容サービス
協力理美容室によるサービスを低廉な料金で利用できます。
 - ⑧ アクティビティ・サービス
四季折々の行事で入所者同士の交流を図る目的で行事を行います。行事によっては、別途参加費がかかるものもあります。詳しくは月間予定表をご覧ください。

2 介護・生活援助の記録と開示

- (1) 事業所は、介護・生活援助に関する記録を作成し、契約終了後5年間保管します。
- (2) 利用者又は保証人は、当該利用者に関する記録を閲覧できます。

3 事故発生時の対応 について

- ・安全かつ適切に、質の高いサービスを提供するために、事故防止マニュアルを作成し介護、医療事故を防止するための体制を整備します。
- ・事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合、保証人等へ連絡するとともに、必要に応じ速やかに市町村への連絡を行います。
- ・事業者は、事故の状況及び事故に際してとった処置について記録を行います。
- ・事業者は、賠償すべき事故の場合は損害賠償を速やかに行います。

4 身体拘束の禁止

- (1) 事業者は、サービス提供に当り身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。但し、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。
- (2) 前項の規定に基づき身体拘束等の行為を行った場合には、事業者は直ちにその日時・態様・利用者の心身の状況・緊急やむを得ないと判断した理由等を別紙記録用紙に記録します。

5 契約終了・解約

- (1) 利用者は、事業者に対して7日間の予告を置いて、文書で通知することによりこの契約を解約することができます。
- (2) 事業者は、以下の事項に該当した場合利用者に対して30日間の予告期間において文書で通知することにより、この契約を解約することができます。
 - ① 利用者の利用料金の支払いが、正当な理由無く1ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず30日間以内に支払われない場合。
 - ② 利用者が、事業者や他の入所者に対して、この契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合。
 - ③ やむをえない事情により施設を閉鎖、又は縮小する場合。
- (3) 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
利用者が、死亡した場合。

6 秘密保持

- (1) 事業所及びその職員並びに職員であった使用者は、サービス提供をする上で知りえた利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は、契約終了後も同様です。
- (2) 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、居宅介護支援事業者に対し利用者の個人情報を提供しません。

7 賠償責任

事業者は、サービス提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由より利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。

8 連絡義務

事業者は、利用者の健康状態が急変した場合は、あらかじめ届けられた連絡先に可能な限り速やかに連絡すると共に医師に連絡を取る等必要な処置を行います。

9 相談・苦情対応

- (1) 事業者は、利用者からの相談・苦情等に対応する窓口を設置し、施設の設備またはサービスに関する利用者の要望・苦情に対し、迅速に対応します。

(2) 公的機関においても、次の期間においても苦情申出等ができます。

①事業所内の窓口は以下の通りです。

サービス相談窓口	
担当窓口	特別養護老人ホームみかど荘 (介護老人福祉施設・短期入所生活介護)
責 任 者	金子 修一
受付時間	月曜日～金曜日 9:00～18:00
電 話	044-766-0511
F A X	044-777-1193

②公的機関においても、次の機関において苦情申出等ができます。

川崎市健康福祉局 高齢者事業推進課	所 在 地	川崎市川崎区宮本町1番地
	電 話	044-200-0456
	F A X	044-200-3926
	対応時間	平日8:30～17:00
神奈川県国民健康保険 団体連合会（国保連）	所 在 地	横浜市西区楠町27番地1
	電 話	0570-022-110(ナビダイヤル・有料) 045-329-3400(直通)
	F A X	045-329-3446
	対応時間	平日9:00～17:00

10 料金

(1) 施設利用料

①施設利用料

※収入額によって、1割負担から3割負担となります

1日当たりの自己負担額

単価×地域単価×10%～30%

区分	単位	地域 単価	1割負担額	2割負担額	3割負担額
要介護度1	603	10.88	656円	1,312円	1,968円
要介護度2	672	10.88	732円	1,463円	2,194円
要介護度3	745	10.88	811円	1,621円	2,432円
要介護度4	815	10.88	887円	1,774円	2,661円
要介護度5	884	10.88	962円	1,924円	2,886円

1日当たりの自己負担額

単価×地域単価×10%～30%

加算名称	単位	地域単価	1割負担額	2割負担額	3割負担額
送迎加算	184	10.88	201円	401円	601円

②食費は、所得階層によって異なります。

	1日当りの自己負担額
第1段階	300 円
第2段階	600 円
第3段階①	1,000 円
第3段階②	1,300 円
第4段階	1,550 円

※ 食費に関しては朝食 300 円、昼食 650 円、夕食 500 円、間食 100 円を一食ごとに計算いたします。

(2) 居住費は、所得階層によって異なります。

	1日当りの自己負担額
第1段階	380 円
第2段階	480 円
第3段階①	880 円
第3段階②	880 円
第4段階	1,090 円

※上記料金は、介護保険法その他の法改正により変更されることがありますので
ご了承下さい。

※当施設は業務継続計画を作成しております。

※当施設は栄養管理基準を満たして運営しております。

※当施設は運用・情報管理に十分留意しながら見守り機器等の I C Tテクノロジーを導入しております。

(3) 日常経費

利用者又は家族の要望により、利用者を協力病院（山本記念病院）以外の医療機関等へ移送し駐車料金等が発生した場合は、その料金を徴収いたします。

1 1 料金の支払方法

(1) 支払方法

- ① 家族指定の金融機関口座からの引き落としによる支払い。
- ② 現金による支払い。

(2) 支払期日

料金の支払いは、当月分を翌月 20 日までに指定口座に入金又は、現金でお持ち下さい。

1 2 緊急時の連絡先

体調の変化等・緊急の場合は、下記に定める緊急連絡先に連絡します。

緊急連絡先	
フリガナ 氏 名	利用者との続柄 ()
住 所 (〒 -)	
電話番号	
携帯電話	

1 3 法人概要

名称・法人種別	社会福祉法人 くぬぎざか福祉会
代 表 者 名	金子 江津子
本 部 所 在 地	神奈川県川崎市宮前区西野川 3 丁目 39 番 18 号
電 話 番 号	0 4 4 - 7 6 6 - 0 5 1 1
業 務 の 概 要	特別養護老人ホーム 短期入所生活介護事業 地域包括支援センターの運営
事 業 所 数	1 施設 (特別養護老人ホームみかど荘)

事 業 者

〈事業者名〉 みかど荘 〈指定番号〉 神奈川県知事 1 4 7 5 5 0 0 0 3 7

〈住 所〉 神奈川県川崎市宮前区西野川 3 丁目 39 番 18 号

〈代 表 者〉 社会福祉法人くぬぎざか福祉会 理事長 金子 江津子

上記内容の説明を受け、了承しました。

令和 年 月 日

〈説 明 者〉 吉井 良太 印

〈利用者氏名〉 印

〈代理者氏名〉 印